

新しい人権問題への対応(その十七)



研究センター理事長
学校法人同志社前総長

大谷 實

わが国で初めての犯罪被害者救済制度が一九八一年に発足してから、様々な犯罪被害者支援活動が展開されてきたことは前号で紹介しましたが、二〇〇四年に制定、翌年に施行された「犯罪被害者等基本法」(以下、「基本法」)は、犯罪被害者の人権回復にとってエポックを画するものでした。

基本法の前文では、「犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現」を謳い、第三条では、基本理念として、すべての犯罪被害者等」は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」こと、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたと

きから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講じられるものとする」と規定したのです。

基本法施行後、政府は犯罪被害者支援のための基本計画を定め、それに基づいて二〇〇八年には被害者が被告人に対する証人尋問、意見陳述などをすることを認める刑事裁判への被害者参加制度、二〇一六年には、外国で犯罪被害を受けた方への弔慰金支給制度が発足し、また、地方自治体に被害者のための総合窓口を設置することとしました。基本計画は第三次まで策定され、今年の二〇二〇年度を最終とするのですが、強制性交等の性犯罪や児童虐待等の被害を受けたにかかわらず自ら声を上げることができない人達への支援、兄弟姉妹が被害にあった場合の大変なショックを和らげるカウンセリング制度、また、加害者についての捜査や裁判等を被害者に連絡する制度、さらには被害に遭われた方やその家族に対するカウンセリング制度など、二五〇項目余りの犯罪被害者支援施策が実現しつつあります。

一方、東京医科歯科大学の「犯罪被害者相談室」に始まる民間支援団体は、全国四七都道府県すべてに設置されており、京都犯罪被害者支援センターもその一つであります。各センターとも、電話相談、専門家等による

面接相談、支援員による裁判所への同行や被害者が裁判に出廷する場合の付添いなどの直接的支援といった支援活動が展開されており、隣人としての目線で行う支援活動は、被害者の方々の大きな支えとなっているようです。また、全国四七の民間支援団体をネットで結ぶ公益財団法人・全国被害者支援ネットワークの活動も貴重です。特に、全国の相談員や支援員を対象とした研修、教育・訓練は、ボランティアとしての相談員、支援員の質の向上にとって欠かせません。さらに、全国どこからでもいつでも電話相談ができる「犯罪被害者サポートセンター」を二〇一八年に開設したことは、特筆するに値します。地方の民間団体では、時間や場所を問わない電話相談は、とうてい無理だからです。

こうして、わが国の被害者支援は、イギリス、ドイツなどの先進諸国に比べて半世紀遅れていると評されてきました。この四半世紀の間の発展は目覚ましく、欧米諸国と比べても見劣りしないようになりました。

しかし、今なお残されている課題は、少なくありません。何よりも問題なのは、ここ四半世紀の間に展開された被害者支援について、社会一般の方々の理解が十分でないということです。二〇〇八年に政府が実施した「犯

罪被害者等に関する国民の意識調査」によりまずと、「被害者支援に関心がある」と答えた人は約五割であり、また、被害者が刑事裁判に参加する被害者参加制度について知っている人は一割程度でした。また、二年前の二〇一八年二月に実施した「犯罪被害者等施策に関する世論調査」によりまずと、無差別に抽出した三〇〇〇人を対象に調査したところ一八一人の回答があり、そのうち、犯罪被害者等基本法について知っていたとした者は二五・一％、犯罪被害者給付制度二一％、被害者参加制度一五・八％、どれも聞いたことがないと答えた人は、なんと六・八％だったので。

「犯罪被害者が再び平穏な生活を営むことができるように」するためには、共に暮らす地域社会の方々の理解と協力が絶対に必要です。しかし、率直に言って、世論調査で示されている一般の方々の認識と理解では、折角の新しい制度を生かすことは難しいと思います。昨年の京都アニメーション放火殺人事件でも分かりますように、犯罪はいつ誰のところを起こるか分かりません。犯罪や交通事故の被害は人ごとではないということを自覚していただき、いったん犯罪や事故に巻き込まれたら、新しい制度を活用されて、少しでも早く平穏な生活に戻れるように願うばかりです。